

《予算関係案件》

- 議第1号 令和4年度 南和広域医療企業団 病院事業会計補正予算（第3号）について 【議案資料 1】
- 議第2号 令和5年度 南和広域医療企業団 病院事業会計予算について 【議案資料 2】

《条例改正関係案件》

- 議第3号 南和広域医療企業団 個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について 【議案資料 3】
- 議第4号 南和広域医療企業団 情報公開・個人情報保護審査会設置条例の全部を改正する条例について 【議案資料 4】
- 議第5号 南和広域医療企業団 情報公開条例の一部を改正する条例について 【議案資料 5】
- 議第6号 南和広域医療企業団 附属機関に関する条例の一部を改正する条例について 【議案資料 6】
- 議第7号 南和広域医療企業団 企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について 【議案資料 7】
- 議第8号 南和広域医療企業団 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について 【議案資料 8】
- 議第9号 南和広域医療企業団 職員定数条例の一部を改正する条例について 【議案資料 9】

令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算案（第3号）について

「収益的収支」補正予算の概要

病院事業収益

補正予算額 552,311千円

【補正理由】

- ①②コロナ患者、難病患者、化学療法患者等の増加による収益増額のため
- ③新型コロナウイルス感染症関連補助金受給による収益増額のため

款) 病院事業収益	11,295,473千円…(1)
項) 医業収益	9,584,978千円
① 目) 入院収益	…………… 197,011千円
② 目) 外来収益	…………… 330,300千円
③ 目) 補助金	
・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業	
……………	25,000千円

病院事業費用

補正予算額 552,311千円

【補正理由】

- ④令和4年奈良県人事委員会勧告に基づく給与費等増額のため
- ⑤コロナ患者、難病患者、化学療法患者等の増加による薬品費増額のため
- ⑥光熱費高騰による経費増額のため
新型コロナウイルス感染症予防対策による経費増額のため
- ⑦令和2年度、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（空床補償）返還等のため

款) 病院事業費用	11,190,033千円…(2)
項) 医業費用	10,906,833千円
④ 目) 給与費	…………… 33,000千円
・給料、手当等	
⑤ 目) 材料費	…………… 400,000千円
・薬品費	
⑥ 目) 経費	
・光熱水費(電気代)	…………… 35,000千円
・消耗品費(個人防護服等)	…………… 25,000千円
項) 特別損失	65,311千円
⑦ ・過年度損益修正損	
令和2年度、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（空床補償）返還等	…………… 59,311千円

※当年度純利益 ((1) - (2)) 105,440千円

令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算案（第3号）について

「資本的収支」補正予算の概要

資本的収入

補正予算額 76,164千円

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症関連補助金受給による収益増額のため

款) 資本的収入 841,653千円

項) 補助金 286,181千円

目) 国庫補助金

・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業
..... 76,164千円

資本的支出

補正予算額 76,164千円

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症予防対策による経費増額のため

款) 資本的支出 935,268千円

項) 建設改良費 662,132千円

目) 器械備品購入費

・ 人工呼吸器、全自動遺伝子解析装置、
血液浄化装置等
..... 76,164千円

議 第 1 号

令 和 4 年 度

病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 書 (案)

(第 3 号)

南 和 広 域 医 療 企 業 団

令和4年度 南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第3条 令和4年度病院事業会計(以下「予算」という。)第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	10,743,162 千円	552,311 千円	11,295,473 千円
第1項 医業収益	9,032,667 千円	552,311 千円	9,584,978 千円
支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	10,637,722 千円	552,311 千円	11,190,033 千円
第1項 医業費用	10,413,833 千円	493,000 千円	10,906,833 千円
第5項 特別損失	6,000 千円	59,311 千円	65,311 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	765,489 千円	76,164 千円	841,653 千円
第1項 補助金	210,017 千円	76,164 千円	286,181 千円
支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	859,104 千円	76,164 千円	935,268 千円
第1項 建設改良費	585,968 千円	76,164 千円	662,132 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,079,641千円と定める。

令和5年3月2日

南和広域医療企業団

企 業 長 杉 山 孝

令和5年度 南和広域医療企業団病院事業会計当初予算概要について

収益の収入及び支出

収入

<南奈良総合医療センター>		8,791,349	千円
第1項	医業収益	7,608,771	千円
第2項	医業外収益	1,054,818	千円
第3項	看護師養成事業収益	126,760	千円
第4項	特別利益	1,000	千円
<吉野病院>		1,163,907	千円
第1項	医業収益	987,984	千円
第2項	医業外収益	175,423	千円
第4項	特別利益	500	千円
<五條病院>		1,132,500	千円
第1項	医業収益	836,331	千円
第2項	医業外収益	295,669	千円
第4項	特別利益	500	千円
収入合計		11,087,756	千円

支出

<南奈良総合医療センター>		8,840,031	千円
第1項	医業費用	8,626,822	千円
第2項	医業外費用	58,462	千円
第3項	看護師養成事業費用	152,747	千円
第4項	特別損失	1,500	千円
第5項	予備費	500	千円
<吉野病院>		1,126,147	千円
第1項	医業費用	1,122,184	千円
第2項	医業外費用	1,963	千円
第4項	特別損失	1,500	千円
第5項	予備費	500	千円
<五條病院>		1,087,753	千円
第1項	医業費用	1,084,635	千円
第2項	医業外費用	1,118	千円
第4項	特別損失	1,500	千円
第5項	予備費	500	千円
支出合計		11,053,931	千円

収支差引 (単位:千円)

<南奈良>	△ 48,682
<吉野病院>	37,760
<五條病院>	44,747
<企業団合計>	33,825

資本的収入及び支出

収入

<南奈良総合医療センター>		1,979,385	千円
第1項	国・県補助金	2,440	千円
第2項	他会計負担金	904,275	千円
第3項	企業債	1,072,670	千円
<吉野病院>		15,400	千円
第1項	国・県補助金	0	千円
第2項	他会計負担金	5,890	千円
第3項	企業債	9,510	千円
<五條病院>		17,300	千円
第1項	国・県補助金	0	千円
第2項	他会計負担金	6,880	千円
第3項	企業債	10,420	千円
収入合計		2,012,085	千円

支出

<南奈良総合医療センター>		2,069,916	千円
第1項	建設改良費	1,809,704	千円
第2項	企業債償還金	209,828	千円
第3項	県借入返還金	50,384	千円
<吉野病院>		20,417	千円
第1項	建設改良費	20,417	千円
<五條病院>		25,712	千円
第1項	建設改良費	22,323	千円
第3項	県借入返還金	3,389	千円
支出合計		2,116,045	千円

収支差引 (単位:千円)

<南奈良>	△ 90,531
<吉野病院>	△ 5,017
<五條病院>	△ 8,412
<企業団合計>	△ 103,960

※ 資本的収入が資本的支出に対して不足する額103,960千円は損益勘定留保資金で補てんする予定

令和5年度 南和広域医療企業団病院事業会計当初予算増減理由

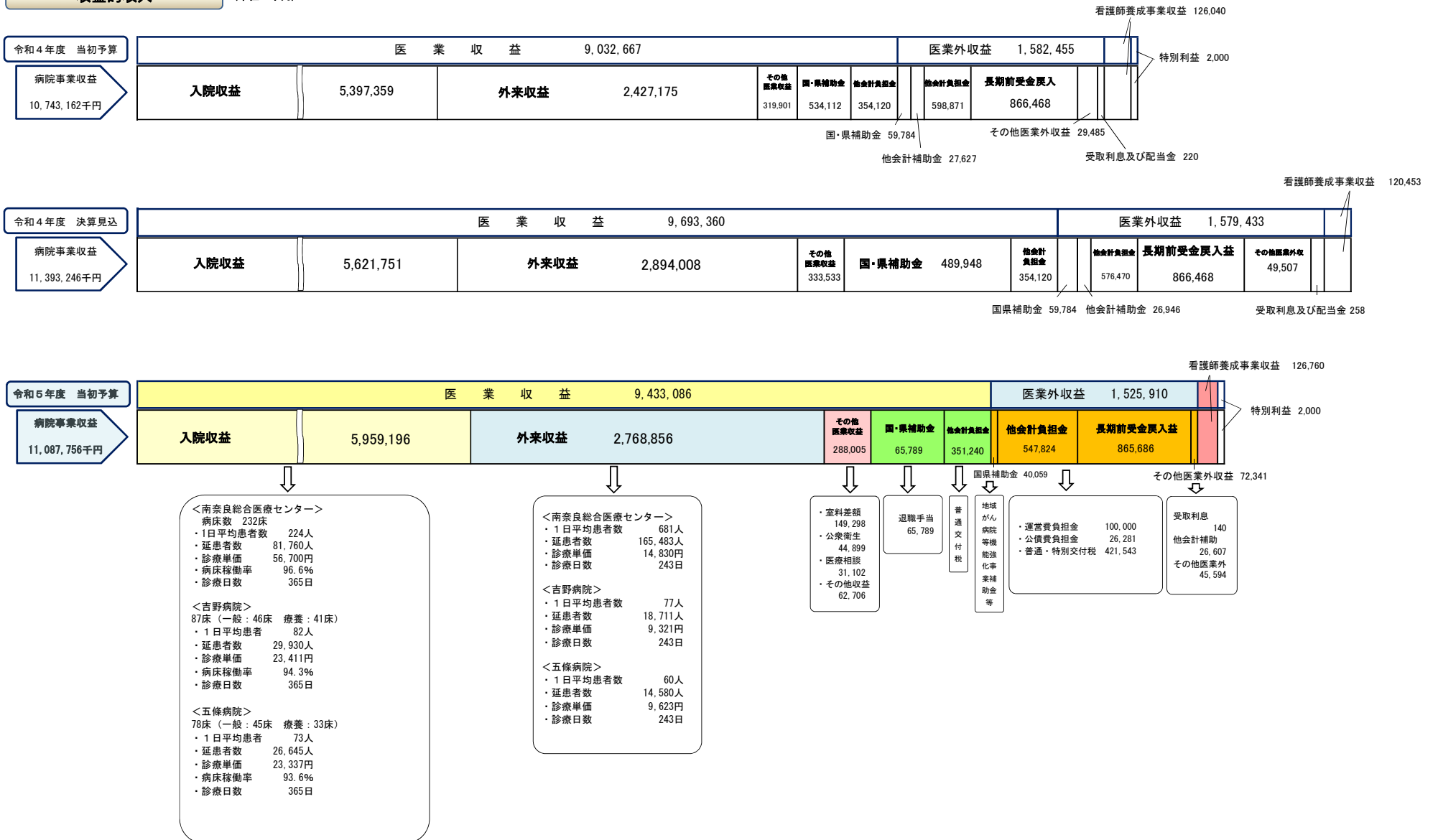
(単位:百万円)

	令和5年度 予算(案)	令和4年度 予 算	対令和4年度予算 増減額	主な理由	令和4年度 決算見込	備 考
1 病院事業収益	11,085	10,741	344		11,423	
医療収益	9,433	9,033	400		9,723	
入院収益	5,959	5,398	561	令和5年度はコロナ入院患者なしを想定し、通常入院の病床利用率と診療単価(令和4年度実績)で予算額を積算 南奈良の診療単価の増(53,633円→56,700円)	5,622	
外来収益	2,769	2,427	342	令和5年度は3か月間発熱外来受診を想定し、通常外来と難病患者受診を含めて予算額を積算 南奈良の診療単価の増(13,000円→14,290円)	2,894	
その他医療収益	288	320	▲ 32	新型コロナワクチン接種なしを想定のため減少	333	
国・県補助金	66	534	▲ 468	新型コロナ空床確保、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種、防疫手当なしを想定のため減少	520	
他会計負担金	351	354	▲ 3		354	
医療外収益	1,526	1,582	▲ 56	新型コロナウイルス感染症補助金(ドライブスルー等)なしを想定のため減少	1,580	
看護師養成事業収益	126	126	0		120	
2 病院事業費用	11,048	10,612	436		11,075	
医療費用	10,834	10,397	437		10,865	
給与費	5,506	5,471	35	人事委員会勧告対応に基づく増加	5,503	
材料費	1,900	1,680	220	入院・外来収入の増による増加	2,071	
経費	2,465	2,279	186	物価高騰に伴う光熱費の増加及び、最低賃金改定に伴う人件費分の委託料増加	2,337	
減価償却費	724	943	▲ 219	H29、30年に取得した資産の減価償却終了に伴う減少	940	
その他医療費用	239	24	215	令和5年度電子カルテシステム更新に伴う資産減耗費の増加	14	
医療外費用	62	70	▲ 8		69	
看護師養成事業費用	152	145	7		141	
3 経常利益(損失)	37	129	▲ 92		348	
4 特別利益	2	2	0		0	
5 特別損失	4	6	▲ 2		59	
6 予備費	2	3	▲ 1		0	
7 純利益(純損失)	33	122	▲ 89		289	

令和5年度 南和広域医療企業団病院事業会計 収益的収支当初予算(案) 一収入の部一

収益的収入

(単位：千円)



令和5年度 南和広域医療企業団病院事業会計 収益の収支当初予算(案) -費用の部-

収益の支出

(単位:千円)

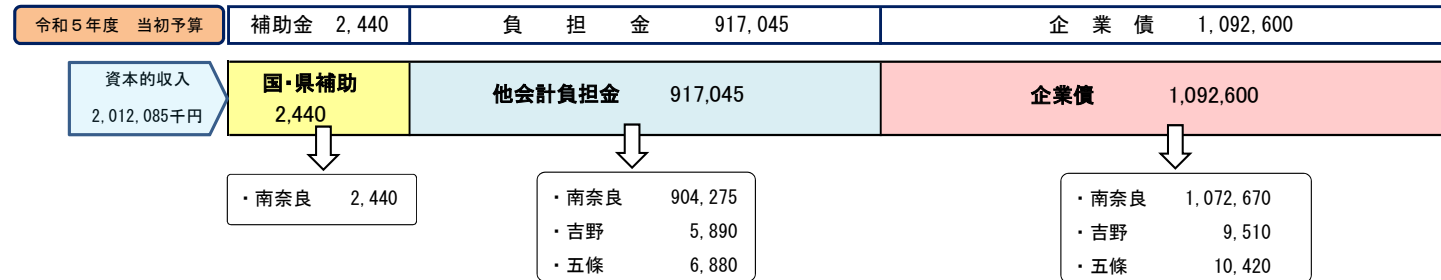
令和4年度 当初予算	医業費用 10,397,333					医業外費用 69,556	看護師養成事業費用 145,333	特別損失・予備費 9,000
病院事業費用 10,621,222千円	給与費 5,470,654	材料費 1,679,743	経費 2,279,451	減価償却・資産減耗費 943,290	研究研修費 24,195			
令和4年度 決算見込	医業費用 10,864,986					医業外費用 69,023	看護師養成事業費用 141,024	特別損失・予備費 59,311
病院事業費用 11,134,344千円	給与費 5,503,021	材料費 2,070,664	経費 2,337,228	減価償却・資産減耗費 940,290	研究研修費 13,783			
令和5年度 当初予算	医業費用 10,833,641					医業外費用 61,543	看護師養成事業費用 152,747	特別損失・予備費 6,000
病院事業費用 11,053,931千円	給与費 5,505,811	材料費 1,900,092	経費 2,464,594	減価償却・資産減耗費 939,764	研究研修費 23,380			
(対医療収益比)	(58.4%)	(20.1%)	(26.1%)	(10.0%)				

<p><南奈良総合医療センター></p> <ul style="list-style-type: none"> 給料 1,766,514 手当 1,412,971 報酬 168,525 法定福利費 596,470 法定福利費引当金 47,512 退職給与費 65,790 退職給与引当金 46,993 賞与引当金 235,631 <p><吉野病院></p> <ul style="list-style-type: none"> 給料 284,272 手当 180,172 報酬 12,008 法定福利費 89,440 法定福利費引当金 7,484 賞与引当金 37,117 <p><五條病院></p> <ul style="list-style-type: none"> 給料 245,507 手当 134,432 報酬 7,720 法定福利費 76,377 法定福利費引当金 6,460 賞与引当金 32,076 	<p><南奈良総合医療センター></p> <ul style="list-style-type: none"> 薬品費 1,046,886 診療材料費 667,329 医療消耗備品費等 10,549 <p><吉野病院></p> <ul style="list-style-type: none"> 薬品費 61,101 診療材料費 32,500 医療消耗備品費等 308 <p><五條病院></p> <ul style="list-style-type: none"> 薬品費 52,512 診療材料費 25,866 医療消耗備品費等 2,939 	<ul style="list-style-type: none"> 福利厚生費 370 報償費 11,107 旅費交通費 5,370 職員被服費 2,284 消耗品費 39,411 消耗備品費 12,841 光熱水費 261,040 燃料費 34,558 食料費 2,449 印刷製本費 4,695 修繕料 92,947 保険料 11,271 手数料 8,733 賃借料 178,449 委託料 1,635,068 広告料 230 公課費 13 通信運搬費 25,567 交際費 50 雑費 4,771 諸会費 132,514 負担金 600 貸倒引当金 10,000 修繕引当金 256 	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却費 723,597 資産減耗費 216,167 支払利息 27,373 長期前払消費税償却費 11,170 消費税及び地方消費税 23,000 固定資産売却損 1,500 過年度損益修正 1,500 その他特別損失 1,500 予備費 1,500
---	--	---	---

令和5年度 南和広域医療企業団病院事業会計 資本的収支当初予算（案）

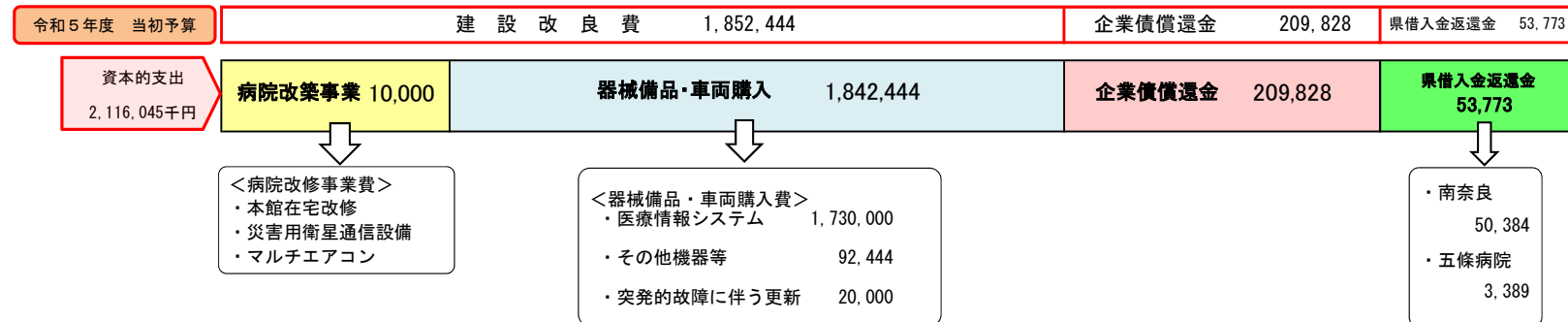
資本的収入

（単位：千円）



資本的支出

（単位：千円）



※ 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額103,960千円は
損益勘定留保資金から補てん

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額103,960千円は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	2,012,085 千円
第1項 補助金	2,440 千円
第2項 負担金	917,045 千円
第3項 企業債	1,092,600 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,116,045 千円
第1項 建設改良費	1,852,444 千円
第2項 企業債償還金	209,828 千円
第3項 県借入返還金	53,773 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費	千円 1,092,600	証 書 借 入	6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び公営企業公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1.	職員給与費	5,505,811 千円
2.	交際費	50 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は1,900,092千円と定める。

令和5年3月2日提出
南和広域医療企業団
企業長 杉山 孝

南和広域医療企業団個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

1. 条例制定趣旨

令和3年（2021年）5月、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する規定については、令和5年（2023年）4月1日から施行されることとされた。

当企業団においても当該法律の施行にあわせて、現行の個人情報保護条例を廃止し、新たに南和広域医療企業団個人情報保護法施行条例を制定する。

なお、南和広域医療企業団は、病院事業の実施のために設けられた地方公共団体であるため、個人情報の取扱いについては、原則として民間部門における規律が適用される一方で、開示請求や諮問等に係る制度についてのみ公的部門における規律が適用される。

2. 条例概要

(1) 開示請求に係る手数料

個人情報保護法の規定に基づき行われる開示請求に係る手数料は各地方公共団体が条例で定めることとされているため、本条例により規定する。現行の個人情報保護条例において、開示請求に係る手数料は無料とする一方、規則に基づいて写しの作成や郵送に係る費用は徴収することとなっていたため、今後も引き続き同様の取扱いとする。（第3条関係）

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

個人情報保護法の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報）の利用に係る契約締結に係る手数料の額は、各地方公共団体が条例で定めることとされているため、本条例において規定する。企業団においては当該手数料の額は国が法律に基づき徴収する手数料の額と同額に定める。（第4条関係）

匿名加工情報の利用に係る手数料の額

21,000円

- 作成に要する費用として1時間までごとに3,950円を加算する。
- 作成を委託する場合は委託に要した額を加算する。

匿名加工情報を利用して行う事業の提案に係る手数料の額

- 匿名加工情報の利用に係る契約を締結した者
12,600円
- それ以外の者
21,000円

(3) 審査会への諮問

専門的な知見に基づく意見を求めるため、以下に該当する場合には、企業団情報公開・個人情報保護審査会に対し、諮問を行えるようにする。（第2条の3、第2条の4関係）

- ① 本条例の改正・廃止を行う場合。
- ② 個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止及び個人情報の安全管理のために措置を講じる場合。

(4) 南和広域医療企業団個人情報保護条例（平成27年条例第2号）の廃止

法律の施行に伴い、南和広域医療企業団個人情報保護条例は令和5年3月31日をもって廃止する。

3. 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

南和広域医療企業団個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料）

第3条 法第89条第2項の規定に基づく手数料の額は無料とする。ただし、写しの作成等に要する費用は徴収するものとし、その額は別に規則で定める。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第4条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
 - (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- 2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
 - (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

（審査会への諮問）

第5条 企業団の機関（議会を除く。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成27年南和広域医療組合条例第3号）第2条に規定する南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（旧条例の廃止）

第2条 南和広域医療企業団個人情報保護条例（平成27年南和広域医療組合条例第2号。以下「旧条例」という。）は廃止する。

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 2 前条の規定の施行の前日に旧条例第11条、第26条又は第34条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした旧条例第47条から第50条に規定する違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による
- 4 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第6条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 5 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機

関が保有していた個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会設置条例の全部を改正する条例について

1. 改正趣旨

令和3年（2021年）5月、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する規定については、令和5年（2023年）4月1日から施行されることとされた。

当企業団においては発足当初に制定した個人情報保護条例に基づき個人情報保護を行ってきたところであるが、法改正により全国一律の規律が適用されることとなったため、現行の個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例の制定別途お諮りしているところである。

現行の情報公開・個人情報保護審査会条例は、従来からの情報公開条例及び個人情報保護条例に基づいた条文となっているため、引用条文等を含めて抜本的な改正が必要であるため、今回条例の全部を改正する。

2. 改正概要

(1)個人情報保護法の改正に基づく改正

改正個人情報保護法の施行により、個人情報保護に係る規律は法律の中で規定されることとなったため、南和広域医療企業団個人情報保護条例は廃止の必要が生じる。そのため、個人情報保護条例に基づき行われていた諮問が、法律及び今回制定する施行条例に基づいて行われることとなるため、引用条文等を含めて抜本的な改正が必要となる。

その影響は条例全般に及ぶことから、一部改正ではなく条例の全部改正が必要となった。

(2)罰則規定の追加

審査会委員が職務上知り得た秘密を漏らした際に適用される罰則を規定する。（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

3. 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。令和5年4月1日から施行する。【附則第2条第1項の規定は、公布の日から施行する。】

南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会設置条例の全部を改正する条例(案)

南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成27年南和広域医療組合条例第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる諮問に応じ審査請求その他の諮問事項について調査審議するため、南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- (1) 南和広域医療企業団情報公開条例(平成27年南和広域医療組合条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第19条第1項の規定による諮問
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問
- (3) 南和広域医療企業団個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年南和広域医療企業団条例第2号。以下「施行条例」という。)第5条の規定による諮問

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、識見を有する者のうちから、企業長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 企業長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(定義)

第7条 この条例において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項又は情報公開条例第19条第1項の規定により審査会に諮問をした企業団の機関(議会を除く。)をいう。

- 2 この条例において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書(情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書をいう。)又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第8条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において

準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方法、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（専門的知見に係る諮問）

第11条 法第129条に規定する「特に必要と認めるとき」とは、施行条例第5条に基づく諮問とする。

2 前項に基づく諮問があった場合、審査会は意見を付して諮問庁に答申するものとする。

（罰則）

第12条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。ただし、附則第2条第1項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 企業長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第4条第1項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

2 前条の規定の施行の際、現に改正前の条例第2条の規定により企業団に置かれた同条に規定する南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る改正

前の条例第4条第5項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

3 施行日前に施行条例附則第2条の規定による廃止前の南和広域医療企業団個人情報保護条例（平成27年南和広域医療組合条例第2号）第40条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議手続は、なお従前の例による。

南和広域医療企業団情報公開条例の一部を改正する条例について

1. 改正趣旨

令和3年（2021年）5月、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する規定については、令和5年（2023年）4月1日から施行されることとなった。

当該改正により、情報公開条例に規定すべき不開示情報に新たに加えるべき情報が定義された等、所要の改正を行う必要が生じたため、条例の一部を改正する。

2. 改正概要

(1)不開示情報の追加

改正後の個人情報保護法において規定された行政機関等匿名加工情報ファイル及び行政機関等匿名加工情報作成の過程で削除された情報を不開示情報に追加する。

(2)諮問項目の追加

行政文書の開示決定等に係る審査請求に基づく諮問項目を、個人情報保護法の趣旨に照らして一部改正する。（諮問項目に全部開示の決定以外の取り消しまたは変更決定を追加する。）

<参考> 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</p> <p>（審査会への諮問等）</p> <p>第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第20条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p>	<p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>（審査会への諮問等）</p> <p>第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し</p> <p>_____、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第20条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立人及び参加人 _____</p> <p>(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該不服申立等に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p>

3. 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

南和広域医療企業団附属機関に関する条例の一部を改正する条例について

1. 改正趣旨

個人情報の保護に関する法律の施行に伴う情報公開・個人情報保護審査会条例の改正について、お諮りしているところであるが、附属機関に関する条例についても当該改正にあわせて所要の改正を行う必要が生じたため、条例の一部を改正する。

2. 改正概要

情報公開・個人情報保護審査会の項を削除

別表中に情報公開・個人情報保護審査会の項があるが、当該条例は、法令若しくはこれに基づく政令又は条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により企業団が設置する附属機関について定める規程であることから、設置条例に基づき設置されている当該審査会の項を削除する。

<参考> 新旧対照表

改正後（案）		現行	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
附属機関	担任する事項	附属機関	担任する事項
略	略	略	略
削除	削除	南和広域医療企業団 情報公開・個人情報 保護審査会	次に掲げる諮問に応じ審査請求その他の諮問事項についての調査審議に関する事務 1 南和広域医療企業団情報公開条例（平成27年南和広域医療組合条例第1号（以下「情報公開条例」という。）第19条第1項の規定による諮問 2 南和広域医療企業団個人情報保護条例（平成27年南和広域医療組合条例第2号（以下「個人情報保護条例」という。）第40条第1項の規定による諮問 3 前2号に掲げるもののほか、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定に基づく情報公開制度及び個人情報保護制度の運営等に関し、企業長が特に必要と認める事項について行う諮問
略	略	略	略

3. 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。令和5年4月1日から施行する。【附則第2条第1項の規定は、公布の日から施行する。】

南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

1. 改正趣旨

奈良県において、人事委員会勧告等に基づき、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の改正が行われた。当企業団においても、県の対応に準じ、南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例を改正する。

2. 改正概要

企業長及び副企業長の期末手当支給割合の改定(第4条関係)

賞与における官民格差を解消する等のため、右表のとおり、企業長及び副企業長の期末手当支給割合を引き上げる改定を行う。

<参考> 期末手当の算出式

◆ 期末手当支給額

期末手当基礎額 × 期末手当支給割合 × 在職期間率

◆ 期末手当支給割合

令和4年度(改正前)			
	6月	12月	年間計
企業長	1.125	1.125	2.25
副企業長	1.625	1.625	3.25



令和4年度(改正後)			
	6月	12月	年間計
企業長	1.125	1.175	2.3
副企業長	1.625	1.675	3.3



令和5年度			
	6月	12月	年間計
企業長	1.15	1.15	2.3
副企業長	1.65	1.65	3.3

3. 施行期日

- (1) 令和4年度分の期末手当改定については、公布の日から施行し、令和4年12月1日から遡及適用する。
- (2) 令和5年度分の期末手当改定については、令和5年4月1日から施行する。

南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

1. 改正趣旨

地方公務員法及び国家公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢の段階的な引き上げや管理監督職務上限年齢制、定年前再任用等の制度が導入され、奈良県において所要の改正が行われた。
当企業団においても県の対応に準じ、所要の改正を行う。

2. 改正概要

(1) 南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例

ア 定年の段階的引き上げ(第3条並びに附則第2項及び第3項関係)
現行60歳の定年を2年に1歳ずつ65歳まで引き上げる。

	現行	令和5年度 ～6年度	令和7年度 ～8年度	令和9年度 ～10年度	令和11年度 ～12年度	令和13年度～
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

上記は、改正前の条例の規定により定年が年齢65歳とされている職員(医師、歯科医師)には、適用しない。

- イ 管理監督職務上限年齢制(役職定年制)
(ア)「管理監督職」の範囲(第6条関係)
南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例に規定する管理職手当を支給される職員等
- (イ)管理監督職務上限年齢(第7条関係)
管理監督職務上限年齢は、年齢60歳とする
- (ウ)管理監督職務上限年齢制の例外措置(第9条関係)
・勤務延長型特例任用(最長3年間・給料10割)
勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるために欠員の補充が困難
・異動可能型特例任用(最長5年間・給料7割)
管理監督職の適性を有する者が職の数に満たない等の特別な事情

ウ 定年前再任用短時間勤務制度(第12条関係)
年齢60歳に達した日以後に退職をした者を、引き上げ後の定年退職日まで、短時間勤務の職に採用することができる。

(2) 南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例

- ・当分の間、60歳到達年度の翌4月1日以降の給料を7割とする
(管理監督職務上限年齢制適用者には管理監督職務上限年齢調整額を支給)

(3) 南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例

- ・60歳に達した日以後、定年前に退職した場合であっても、支給率が最も高い「定年」を理由とした退職と同様に算定
- ・7割水準前の給料月額を、退職手当の算定に用いることができるよう措置

(4) 南和広域医療企業団職員の再任用に関する条例

- ・地方公務員法の一部改正による再任用職員制度の廃止に伴い、条例を廃止

(5) 地方公務員法改正に伴う所要の改正が必要な条例一覧

関係条例について、所要の規定の整備を行う。
南和広域医療企業団職員の分限に関する条例
南和広域医療企業団職員の懲戒の方法及び効果に関する条例
南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例
南和広域医療企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例
南和広域医療企業団職員の高齢者部分休業に関する条例
南和広域医療企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

3. 施行期日

令和5年4月1日(一部公布日施行)

南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例について

1. 改正趣旨

- ① 医師の働き方改革に係る宿日直勤務の見直しに伴う診療部門の体制強化
 - ② 定年延長を踏まえた長期的な人事管理を図るため
- 上記により南和広域医療企業団定数条例の一部を改正する。

2. 改正概要

○職員定数の改正（第3条関係）

制度改正に伴う必要な人数を踏まえ、現行の定数である540人を555人に改正

（職員定数改正案）

R5職員定数(案)	=	現定数	+	今回改正分
555人	=	540人	+	15人

<現職員定数内訳>

	職種	改正前(現行)
企業団	医師	66
	看護職員	310
	医療技術	104
	事務・看護補助	60
	計	540

<今回の改正分(15人)の内訳>

①宿日直勤務→振替勤務への勤務体制変更に伴う医師(根拠)

・振替休の年間総数

(休日日勤) (夜勤) (小児輪番) (ドクヘリ)
492人日 + 1098人日 + 120人日 + 40人日 = 1750人日

・1日あたりの平均振替休取得者数

$1750人日 \div 233日(年間平日数※) = 7.5人 \approx 8人$
※土日祝、年末年始及び法定義務年休(5日)及び夏休(5日)を除く

②定年延長に伴う職員(医師以外)

(根拠)

(10年間)

・定年延長に伴い、移行期間において、隔年で定年退職者がいない年度が生じるため、そのままと採用活動に支障が生じる

定年退職者数が0人の年度が発生

	R5末	R6末	R7末	R8末	R9末	R10末	R11末	R12末	R13末	R14末	合計
定年退職者数	0人	14人	0人	16人	0人	9人	0人	12人	0人	11人	62人
定年年齢	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳		

定数増により採用活動の平準化を図る。
〔定年退職者数0人の年度にも一定数の採用が可能となる〕

〔移行期間の合計定年退職者数〕 〔移行期間年数〕
増員数: $62人 \div 10年 = 6.2人 \approx 7人$

① 8人(医師勤務体制変更分) + ② 7人(定年延長分) = 15人

3. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。